

2020年10月22日

大阪府知事 吉村 洋文 殿

全国福祉保育労働組合大阪地方本部
執行委員長 多久和 令一

2021年度大阪府予算等要望 全体項目

日頃より府民の福祉と暮らしの拡充に、ご尽力されていることに敬意を表します。

大阪府においては、この10年ほどの間にとりわけ子どもの貧困・虐待が深刻化しています。2040年にピークを迎える介護需要に対応できる介護の担い手確保も喫緊の課題です。

毎年の交渉でお伝えしてきているように、福祉事業は欠くことのできない社会の基盤であるにもかかわらず、これまで国の公的福祉縮減により極限までゆとりを奪われ、あまりに脆弱な体制・環境で府民生活のサポートをせざるを得なくなっています。

この度のコロナ禍により、人手不足はいっそう困難を極め、根本改善のない低い賃金と少ない人員で、感染リスクの高い危険な業務を行わねばならない状況です。

近年の地震・自然災害やこの度の感染症の蔓延で、取るべき手立ては明瞭になっています。福祉労働者の社会的責務にふさわしい地位と処遇の改善、人員拡充は待ったなしです。このままでは福祉労働の担い手はいなくなってしまうと見えています。福祉の支援にはゆとりと専門性が重要です。社会保障は効率という尺度で縮減していいものではありません。

どんな災害や感染症が発生しても対処できる、府民が安心して豊かに暮らせる社会保障をいかに構築できるかは、自治体の姿勢と施策にかかっています。地方自治法第1条の2第1項には「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」と明記されています。大阪府の英断と迅速な施策を期待し、以下、要望します。

【全体の要望項目】

1. 国に対し以下の項目について要望を上げ、予算措置を求めること。

(1) 新型コロナウイルス感染症対策

- ①福祉職員が安全に勤務できるよう、国の責任で定期的に事業所において利用者・職員にPCR検査を実施し、治療と感染拡大防止のための支援策を講じること。
- ②福祉事業所に、安定的に衛生資材が支給できるよう、財源の確保と配布システムを整備すること。
- ③児童・介護・障害等の生活施設、通所事業所での感染症発生への備えとして職員

の増員をおこなうこと。

- ④訪問事業の職員、利用者が安心して支援提供・利用を継続できるよう予防対策を徹底し、防護服等の衛生資材の確保および感染症対処に関する研修制度を整備すること。
- ⑤緊急包括支援金での慰労金を全ての福祉事業の従事者に支給すること。また1回限りの支給とせず、社会的な役割にふさわしい新たな給付金を創設すること。
- ⑥コロナにより雇用を奪われ、なりわいを失い生活が困窮している住民に、就労や雇用を生み出す政策を早急に行うこと。また生活保護の拡充を柔軟に対応する仕組みづくりをすること。

(2)福祉職場に働くすべての労働者の処遇改善費を抜本的に拡充すること。障害・介護については、利用者負担を伴う加算ではなく、全額公費の交付金で支給すること。処遇改善費は定期昇給財源ではなくベースアップに充てることを義務付けること。

(3)福祉職員の安全・安心が確保されるよう抜本的な増員をおこなうこと。

- ①福祉職員は原則正規雇用とすること。また、新型コロナウイルス感染症対策で「3密」を回避できる職員体制を実現できる職員の大幅増員をおこなうこと。
- ②実態として雇用を不安定にし、人員の確保・定着を阻害してきた常勤換算方式を撤廃すること。
- ③資格要件の引き下げなど、規制緩和をおこなわないこと。
- ④法律で定められた休憩・休日の取得ができるよう、抜本的に職員配置を改善すること。

(4)福祉・保育現場で働くすべての職員を対象にした社会福祉施設職員等退職手当共済制度を整備し、公費負担を拡充すること。

(5)地震・台風等の自然災害や感染症の蔓延の際、福祉事業の安全確保と支援の継続ができるよう、抜本的な対策を講じること。

- ①福祉施設が災害時に福祉避難所として機能できるよう、拠点施設の整備と職員の増員をおこなうこと。
- ②国として、福祉事業者・市町村・都道府県が協力し、緊急時の相互支援の体制整備を推進できるよう、総合的な連携体制への財政措置を含む支援をおこなうこと。
- ③実際の緊急事態対処の具体的な体制・配置・シフト基準を、自治体・事業所任せにせず、国として示すこと。
- ④災害・感染症などで事業継続ができない場合でも平時と同額の報酬等を支給し、事業所の運営の安定を図ること。

(6) コロナ禍により弊害が明らかとなった介護報酬・自立支援費の出来高払いによる支払い方式を、月額単価の支払いにあらためること。

(7) 障害福祉事業に差別と選別を持ち込んだ「成果」による報酬の評価をあらためること。

2. 大阪府の福祉を拡充し、府内自治体と連携し以下の独自施策を講じること。

(1) 新型コロナウイルス感染症下にあっても、福祉職員が安全に仕事に従事できるよう、大阪府として以下の抜本的な対策を講じること。

※①福祉職員が安全に勤務できるよう、大阪府の責任で定期的に利用者・職員にPCR検査を実施すること。

②支援現場の過重な負担を解消するため、体制を強化する支援策を講じること。

③福祉事業所で衛生資材が安定的に確保されるよう、大阪府として特段の措置を講じること。

④児童、高齢、障害等の生活施設での感染拡大防止のための「隔離室」等の整備は、大阪府の責任でおこなうこと。

※⑤「慰労金」の支給対象から外れた児童福祉施設等の福祉事業に勤務する職員にも、「慰労金」が支給されるよう支援すること。

⑥コロナ禍により明らかとなった福祉事業の社会的役割を踏まえ、その労働にふさわしい恒常的な手当を支給すること。

(2) 深刻な福祉・保育の人手不足を解消し職員の確保・定着が図れるよう、以下の対策を講じること。

※①感染症の蔓延や地震・自然災害の際も適切にゆとりを持って対処できる人員を迅速に確保できるよう、福祉労働者の社会的責務にふさわしい賃金改善を大阪府として独自におこなうこと。

※②国の基準以上に職員を配置している福祉事業所に対し、安定した雇用が確保されるよう大阪府として独自の運営費助成をおこなうこと。

③介護保険サービス利用者の負担を増やさずに介護職員の処遇改善ができるよう、大阪府として独自に補助をおこなうこと。

④福祉事業所で労働法令が遵守されるよう、労働部局と連携して指導を強化すること。

※⑤義務化された「年休5日の取得」や非正規労働者の「均等待遇」が実現できるよう、支援策を講じること。

(3) 労働時間管理の徹底をはかるため、タイムカード設置を指導すること。

- (4) 介護・障害職場の職員が社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入・継続できるように、大阪府として助成すること。助成に必要な予算額を見積もり、示すこと。
- (5) 地震や自然災害時にも利用者と職員の安全が守れ、事業を継続できるように、緊急に以下の対策を講じること。
- ① 地震・災害が頻発していることを踏まえ、府内福祉事業所の安全点検を実施するとともに、安全対策の支援策を講じること。
 - ② 感染症や自然災害による福祉事業所の減収への補填を制度化すること。
 - ③ 自然災害時に福祉施設が福祉避難所として機能するよう、拠点施設の整備と担当職員の配置をおこなうこと。
 - ④ 災害時に利用者の安全が確保されるよう、福祉職場の「1人勤務」の解消を図ること。
- (6) 福祉・保育における待機者(児)の切実な実態を改善するため、規制緩和によらない福祉・保育施設の増設、整備をおこなうこと。
- (7) 福祉・保育の利用料を軽減し、負担の心配なく必要な施策を利用できるようにすること。
- (8) 福祉医療費助成制度を拡充し、利用者負担の軽減と対象の拡大を図ること。また、当面、予定されている高齢者医療費助成の廃止はおこなわないこと。
- (9) コロナにより雇用を奪われ、なりわいを失い生活が困窮している府民に大阪府が主導・調整し、就労や雇用を生み出す政策を早急に行うこと。また生活保護の拡充を柔軟に対応する仕組みづくりを強く国に要望していくこと。

【保育関連施策】

- ※ 1. 保育士の配置基準を0歳児2：1、1歳児4：1、2歳児5：1、3歳児10：1、4～5歳児15：1になるよう、府の責任で拡充すること。
- ※ 2. 保護者への副食費の実費徴収をやめ、完全無償化にすること。
- ※ 3. 新型コロナウイルス感染の瀬戸際にある保育施設、保育従事者に対して、大阪府として独自の予算を講じること。
 - (1) 自治体によって格差のないように府として慰労金制度を整備すること。

- (2) 3密を防ぐことがもとめられている現状で、待機児解消のための規制緩和はやめ、公的責任で施設を整備すること。
 - (3) 保育の専門性にふさわしい、また、このような現状の中でも人材が確保できるような処遇改善をおこなうこと。
4. ゆたかな食育を保障するため、保育所調理の外部搬入を行わないよう大阪府として指導すること。また、アレルギー児に対する職員加配(保育士・調理員)や食材費のための補助金をだすこと。
 5. 障害児保育の実態に見合った職員加配となるよう市町村へ大阪府として指導し、予算の増額をおこなうこと。
 6. すべての保育所において、看護師を単独加配できるよう独自策を講じること。

【生活保護・救護施設関連施策】

1. 以下の項目を国に要請してください。
 - (1) さらなる基準切り下げをしないこと。コロナ禍での引き下げは中止すること。
 - (2) 夏期加算の新設をすること。
 - (3) 寒冷地における冬期加算を増額すること。
- ※ 2. 大阪府への要望
- (1) 救護施設などの措置施設も処遇改善手当の対象になるようにすること。
 - (2) 施設利用者の余暇活動を充実させるために、他の通所施設（通所型生活介護事業所や就労系事業所等）への通所を可能にすること。また、ガイドヘルパーの利用を可能とすること。

【障害関連施策】

1. 国への要望について
以下の事項について国に意見を上げてください。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の影響下での経営実態、職員の処遇、利用者の状況も踏まえて、減収への補填と感染予防の観点など衛生業務に対応する職員配置・施設整備が行える報酬とすること。
 - (2) 報酬単価の日割り方式を改め、月単位での支給とすること。
 - (3) 基本報酬を引き上げ、安定した事業運営を可能とすること。また報酬引き上げ

は利用料に反映させないこと。

- (4) 休憩や休暇の取得、長時間労働の解消など労働基準法が遵守できるように、職員配置基準を引き上げること。また、正規職員の配置を基本原則とし、常勤換算方式を廃止すること。

2. 新型コロナウイルスへの対応について

- (1) 特に緊急事態宣言が発出された4月から5月にかけて利用自粛により大幅な収入減に陥っています。大阪府として減収分の補てんのためどのような措置を講じられてきたのか明らかにすること。
- (2) 感染防止のため利用自粛をしている利用者にでき得る限りの支援を行ったと市町村が認める場合、同等の報酬の請求が可能ですが、市町村によって対応が違っており事務作業が煩雑になっています。大阪府として対応や基準を統一するように指導すること。

※3. 人材確保施策について

昨年、「大阪府介護・福祉人材確保戦略」の「戦略的かつ長期的な視点に立った継続的な事業」の内容について質問したところ、少子高齢化の進行を背景とした介護人材の確保についての戦略が述べられていました。では、障害福祉人材の確保については何万人の人材が不足していると推計されており、その安定的な確保のためにどのような取組みを行っているのか明らかにすること。

※4. こんごう福祉センターしいのき寮・すぎのき寮の運営について

- (1) 児童施設の支援にあたっては、全職員を正規職員として配置し、支援の安定化を図ること。
- (2) 学校卒業後の新たな生活を送るにあたり、安心して暮らしていけるように体制を確立すること。

5. 障害者の暮らしの場について

- (1) 障害者の暮らしの場は絶対的に不足しており、社会的にも問題になっている「ロングショートステイ」の対象者も後を絶ちません。これらの実情に対して貴府としてどのように認識をされているのかをお答えいただいた上で以下について明らかにすること。
- (2) 地域生活支援拠点について、令和2年4月1日現在の整備状況を明らかにすること。
- (3) 日中サービス支援型グループホームの整備状況を明らかにすること。
- (4) 施設で生活している重度者や高齢者にとって、そこが住み慣れた環境であるにもかかわらず地域移行を進めるのはなぜか明らかにすること。

【児童養護等関連施策】

- ※ 1. 社会的養護関係施設の小規模化については改正児童福祉法において、良好な家庭的環境で養育するための措置として一つの生活集団(ユニット含む)に最低 6 名の職員配置を行い、勤務体制が確保できるようにすること。また、現行の国の配置基準以上の大阪府独自基準を策定すること。
- 2. 施設の多機能化、高機能化を図るにあたり、施設の定員に応じた専門職の複数配置にすること。また、ケアニーズの高い児童に対応できるよう専門職の配置をすすめること。
- 3. 児童が自立に向けた訓練等できるよう補助制度の確立をおこなうこと。
- ※ 4. 高機能化については、ケースの共有など IT 化するためのソフト導入やOA機器を購入するための補助金をだすこと。
- ※ 5. 施設の小規模化・ユニット化にあたり、個別対応や緊急を要する対応が国の現行制度上、困難であるので、家庭的な養育の充実が図れるよう、府独自の補助制度の確立をおこなうこと。

【高齢・介護関連施策】

- 1. 共通要望
 - (1) 市町村と連携してすべての高齢・介護事業所の利用者・職員が定期的に PCR 検査を受けられるよう、検査制度を創設すること。
 - (2) 特別養護老人ホーム等生活施設の「個室化」が促進されるよう、整備のための補助金を創設すること。
 - (3) 災害や感染症の感染に備えて、市町村ごとに支援の拠点施設を設けるとともに、専任の職員を配置すること。
 - (4) 職員が体調不良時に気兼ねなく休みが取れるよう、職員の加配をおこなうこと。
- 2. 個別要望
 - (1) 特別養護老人ホーム関係
 - ①安定的に施設の運営ができるよう、支援策を講じること。
 - ※②体調不良時に安心して休みが取れるよう、職員の増員をおこなうこと。
 - ③自然災害や感染症の感染時の支援体制を確立すること。
 - ④被災に備えて、自家発電機等の配備をすすめること。
 - ⑤定期的にマスクや消毒液、使い捨て手袋等の医療・衛生資材の配布をおこなうこと。
 - ⑥医療ケアを強化するために、看護師の増員をおこなうこと。

(2) 通所・訪問介護事業関係

①安心して通所介護が受けられるよう、「3密」対策を講じること。

※②訪問介護員の確保が困難をきたしていることから、人材確保の手立てを講じること。

③訪問介護における感染者・濃厚接触者宅への支援を想定して、技術的支援をおこなうとともに、防護服等の必要な医療・衛生資材の配布をおこなうこと。

④訪問介護における感染者・濃厚接触者宅への支援については、看護師等の同伴が可能になるよう、仕組みを構築すること。また実施した事業所に「協力金」等財政支援をおこなうこと。

(3) 高齢福祉制度関係他

①介護予防・日常生活支援総合事業の介護職員が安定的に確保できるよう、財政支援を講じること。

②養護老人ホームにおいて新型コロナウイルスの感染予防のための業務が過重になっていることを踏まえ、体制強化のための支援策を講じること。

③盲老人ホームの利用者の外出、通院等を安定的に保障できるよう、体制の強化を図ること。

2020年11月6日付で大阪府に追加要望する。

※④養護老人ホームの夜勤体制の確保のための支援策を講じること。

以上